

議案第90号

佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の改正について

佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市一般職の任期付職員の採用及び
給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和3年11月29日提出

佐野市長 金子 裕

佐野市職員の給与に関する条例及び佐野市一般職の任期付職員の採用
及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

(佐野市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 佐野市職員の給与に関する条例（平成17年佐野市条例第52号）
の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 佐野市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第17条の2第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

(佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年佐野市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の167.5」を「100分の157.5」に改める。

第4条 佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

職員の令和3年12月以降に支給する期末手当の支給割合を改めるため関係する条例を改正したいので提案するものです。

佐野市職員の給与に関する条例の改正案 新旧対照表

(第1条関係)

現 行	改 正 案
<p>(期末手当) 第17条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員で市長が別に定めるもの (これらの職員のうち、市規則で定めるものを除く。第17条の5第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては<u>100分の107.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当) 第17条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員で市長が別に定めるもの (これらの職員のうち、市規則で定めるものを除く。第17条の5第2項において「特定幹部職員」という。) にあつては<u>100分の92.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>

佐野市職員の給与に関する条例の改正案 新旧対照表

(第2条関係)

第1条による改正後	改 正 案
<p>(期末手当) 第17条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員で市長が別に定めるもの (これらの職員のうち、市規則で定めるものを除く。第17条の5第</p>	<p>(期末手当) 第17条の2 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> (行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの及び医療職給料表の適用を受ける職員で市長が別に定めるもの (これらの職員のうち、市規則で定めるものを除く。第17条の5第2</p>

<p>2項において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>100分の92.5</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」と、「<u>100分の92.5</u>」とあるのは「<u>100分の52.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>項において「特定幹部職員」という。)にあつては<u>100分の100</u>) を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>
--	---

佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正案 新旧対照表

(第3条関係)

現 行	改 正 案
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2第1項及び第17条の2第2項の規定の適用については、給与条例第16条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員(佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年佐野市条例第28号)別表に定める給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条の2第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2第1項及び第17条の2第2項の規定の適用については、給与条例第16条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員(佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年佐野市条例第28号)別表に定める給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。)」と、給与条例第17条の2第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p>

佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正案 新旧対照表

(第4条関係)

第3条による改正後	改 正 案
<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p>	<p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 (略)</p>

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2第1項及び第17条の2第2項の規定の適用については、給与条例第16条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年佐野市条例第28号）別表に定める給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条の2第2項中「100分の112.5」とあるのは「100分の157.5」とする。

2 特定任期付職員に対する給与条例第16条の2第1項及び第17条の2第2項の規定の適用については、給与条例第16条の2第1項中「管理職員」とあるのは「管理職員（佐野市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成17年佐野市条例第28号）別表に定める給料表の適用を受ける職員を含む。次条において同じ。）」と、給与条例第17条の2第2項中「100分の120」とあるのは「100分の162.5」とする。